

辰野町住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人住宅の質の向上を図るとともに、緊急経済対策として町内住宅関連業者の振興を図るため、住宅のリフォーム工事を行う者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 町内において自己の居住の用に供する建築物であり、現に居住している主たる住宅（店舗や事務所等を併用する住宅については、居住の用に供する部分のみとする。）をいう。
- (2) リフォーム工事 個人住宅の修繕、改築、増築及び設備改善等の工事をいう。
- (3) 町内施工業者 町内の住宅関連業者で、町内に本店若しくは支店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内施工業者によるリフォーム工事で補助の対象となる経費が30万円以上の工事を行う者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 辰野町の住民基本台帳に登録され、現に辰野町に居住していること。
- (2) 補助対象となる個人住宅の所有者若しくは所有者と同一世帯で生計を一にする世帯主又は所有者の3親等以内の親族であって、所有者との関係を証明する戸籍その他の書類を提出し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 所有者の同意書を提出する者
 - イ 代表相続人又は納税管理人として当該個人住宅の辰野町税に関する事項を処理している者
 - ウ 所有者が死亡している場合であって、代表相続人又は納税管理人でなく、代表相続人又は納税管理人の同意書を提出する者。
 - エ その他町長が認めた者
- (3) 申請時において、個人住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成17年辰野町条例第3号）第2条に規定する町税等を滞納していないこと。
- (4) 補助対象の工事を補助金交付決定後に着工して、当該年度の3月末日までに補助金実績報告書を提出することができること。
- (5) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、リフォーム工事に要した費用のうち次に掲げるものを除いた額とする。

- (1) 町又は公的機関が行う他の補助金、助成金による工事
- (2) 火災、自然災害等による保険給付金の対象となる工事
- (3) 外構工事
- (4) 備品等の購入
- (5) 住宅改修を伴わない、便器、給湯器及びIHクッキングヒーターなど単体で機能を発揮する製品の購入
- (6) 過去にこの補助金の交付を受けた個人住宅に対するリフォーム工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、定額で11万円とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、辰野町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び同一世帯に属するもの全員の住民票の写し
- (2) 固定資産税課税台帳の写しなど個人住宅の建物所有者を明らかにする書類
- (3) 申請者及び同一世帯に属するもの全員の納税等の状況を調査することに同意する承諾書（様式第8号）
- (4) 位置図
- (5) 工事設計図面等の写し（工事内容のわかるもの）
- (6) 工事見積書又は工事請負契約書等の写し
- (7) リフォーム工事を行う工事施工予定箇所の写真
- (8) 同意書（様式第9号）（第3条第2号ア又はウに該当する場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を辰野町住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の交付決定を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の変更又は中止)

第8条 前条の交付決定を受けた者が、工事の内容を変更しようとするとき又は中止するときは、辰野町住宅リフォーム補助金変更・中止申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この申請書の提出を省略できる。

2 町長は、前項の変更・中止申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について辰野町住宅リフォーム補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 申請者は、当該工事を完了したときは、完了1月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、辰野町住宅リフォーム補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等支払いを証する書類の写し
- (2) リフォーム工事後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(工事完了の確認及び通知)

第10条 町長は、第8条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し辰野町住宅リフォーム補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求手続)

第11条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに町長に辰野町住宅リフォーム補助金請求書（様式第7号）により補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金を交付する。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取消し又はすでに交付をした補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りなど不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。